

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間②のうち、昭和60年1月から同年12月までは18万円、61年1月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは16万円、及び62年1月から同年7月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月5日から59年1月1日まで  
② 昭和59年1月1日から62年8月21日まで

A社及びB社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与と比べ低くなっている。申立期間①及び②について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間②のうち、昭和60年1月から62年7月までの期間について、C社から提供された銀行取引履歴によると、申立人の給与振込額はオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる上、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保管していないものの、申立人と同年代で仕事内容も同一であったとされ、

かつ、オンライン記録の標準報酬月額が申立人とおおむね一致している同僚が保管している特別区民税都民税特別徴収税額通知書の社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められることから、申立人についても、当該期間においては、当該同僚と同様の取扱いにより厚生年金保険料の控除がなされていたものと推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の銀行取引履歴及び申立人と前述の同僚のオンライン記録から、申立期間②のうち、昭和60年1月から同年12月までは18万円、61年1月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは16万円、及び62年1月から同年7月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②のうち、上記訂正後の標準報酬月額に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから不明であるものの、複数の従業員が保管する給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和56年1月から57年11月までの期間について、申立人は、給与明細書等の資料を保管していないことから、当該期間に係る報酬月額や厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①のうち、昭和57年12月から58年12月までの期間及び申立期間②のうち、59年1月から同年12月までの期間について、前述の銀行取引履歴によると、申立人の報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、申立人及び前述の同僚は、給与明細書等を保管していないことから、当該期間の厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成3年12月から4年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは32万円、及び同年10月は34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年11月23日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間においては30万円、32万円及び34万円の給与額であったが、標準報酬月額が8万円になっている。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成5年11月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同年12月7日付けで、申立人のほか3人の役員の標準報酬月額が3年12月1日に遡及して減額訂正されており、申立人の場合、申立期間の標準報酬月額は当初、同年12月から4年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは32万円、及び同年10月は34万円と記録されていたものが、8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において、同事業所の取締役であったことが確認できるものの、同事業所の代表取締役は「申立人はBセンターの責任者で、社会保険の事務は行っていなかったことから、標準報酬月額の遡及訂正処理については関与していない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において遡及して当該減

額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間における標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録により、平成3年12月から4年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは32万円、及び同年10月は34万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年10月1日まで

A社における申立期間の標準報酬月額が、それ以前の38万円から24万円に下がっている。その当時の報酬月額が36万円程度であることは給与明細書でも確認できる。申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は24万円と記録されている。

しかしながら、A社が加入しているB厚生年金基金の加入員台帳により、申立人の申立期間に係る報酬標準給与は、その主張する36万円であることが確認できる上、同厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない。

また、当該厚生年金基金の事務担当者に照会したところ、「申立期間当時の算定基礎届は厚生年金基金提出用を含めて5枚複写であった。基金加入事業所は社会保険事務所に5枚全てを提出し、基金の担当者が基金用の3枚を社会保険事務所に取りに行くことになっていた。」と回答していることから、当該事業所は同厚生年金基金に提出されたものと同一の算定基礎届を社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

さらに、申立人から提出された平成13年4月から同年12月までの給与明細書により、申立人は当該期間において、前出の加入員台帳に記録されている報酬標準給与である36万円に見合う給与を支給されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、36万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月1日から10年8月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を、9年11月から10年3月までは17万円、同年4月から同年7月までは22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月21日から10年8月31日まで

A社B店における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。当時の報酬月額は24万円ぐらいであったので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社B店は、平成10年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年10月22日付けで、申立人のほか複数の従業員の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が当初9年11月から10年3月までは17万円、同年4月から同年7月までは22万円と記録されていたものが、いずれも11万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所においてC店の店長として勤務していたが、社会保険事務は一括して本社で行っており、申立人自身は担当していないと申述している上、元事業主の妻は「申立人は社会保険事務担当者ではなかった。」と証言していることを踏まえると、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人のA社B店に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年11月から10年3月までは17万円、同年4月から同年7月までは



22万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は申立期間に係る標準報酬月額について、24万円であったと申し立てているが、申立期間に係る給与明細書及び賃金台帳等の資料が無いため、当該期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額について、申立人の主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から50年3月まで

私は親元を離れ、単身でA県に移り住んだことをきっかけに国民年金に加入し、地区の集金人に20歳からの未納分の保険料を遡って納付できると言われ、その集金人に6年分ぐらいの保険料をまとめて現金で納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、地区の集金人に20歳からの未納分の国民年金保険料を遡って納付できると言われ、集金人に6年分ぐらいの保険料をまとめて現金で納付したことを記憶していると主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、当時、申立人が居住していたB村（現在は、C町）を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に払い出されており、オンライン記録において、44年\*月に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年頃は、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月1日から50年12月31日）であったため、申立期間のうち、44年2月から48年3月までの特例納付保険料及び同年4月から50年3月までの過年度保険料を合わせた未納分の保険料を納付することが可能であったが、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB村の国民年金被保険者名簿には、特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる記載は無い上、特例納付及び過年度納付を行うには、行政機関からそれぞれの納付書の交付を受けなければならないが、申立人はまとめて保険料を納付したと主張しているところ、その際の納付

金額及び納付方法等が曖昧である。

また、集金人等が保険料を徴収する納付組織において、通常、特例納付保険料及び過年度保険料を取り扱うことはできないことから、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時の未納分の保険料を納付したとする集金人は、申立人が当時居住していた地区の年金協力員であることが、同地区の役員会の議事録により確認できるが、その年金協力員は既に他界しており、当時の納付状況等を聴取することができないため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年3月までの期間及び43年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から39年3月まで  
② 昭和43年1月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、集金人が集金していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと申述しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和39年6月にA村（現在は、B市）で払い出されており、その時点では、申立期間①の保険料については過年度保険料となり、通常、集金人等が保険料を徴収する納付組織では、過年度保険料を取り扱うことはできない上、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間①及び②は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても未納とされている上、申立期間は約8年間に及び、申立人が居住していた地区において、これだけの長期間の事務処理誤りが起こることも考え難い。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は既に他界しており、当時の保険料の納付状況等を聴取できない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月から50年3月まで

私は、国民年金に加入した時期を覚えていないが、自宅で加入手続きを行い、昭和49年頃に、地区の集金人に未納分の保険料を一括して現金で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きの時期を覚えていないが、自宅で加入手続きを行い、昭和49年頃に、地区の集金人に未納分の保険料を一括して現金で納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、当時、申立人が居住していたA村（現在は、B町）を管轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、51年4月に払い出されており、オンライン記録において、41年12月に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人が保険料を納付したとする49年頃の時点では、国民年金には未加入であることから、制度上、保険料を納付することはできない上、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和49年頃は、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月1日から50年12月31日）であり、申立期間のうち、41年12月から48年3月までを特例納付保険料、48年4月から49年3月頃までを過年度保険料、及び同年4月頃から50年3月までを現年度保険料として一括して納付することは可能であったが、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA村の国民年金被保険者名簿には特例納付及び過年度納付等を行ったことをうかがわせる記載は無い上、

集金人等が保険料を徴収する納付組織において、通常、特例納付保険料及び過年度納付保険料を取り扱うことはできないことから、申立期間の保険料を当該地区の集金人に一括して納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時の未納分の保険料を納付したとする集金人は、申立人が当時居住していた地区の年金協力員であることが、同地区の役員会の議事録により確認できるが、その年金協力員は既に他界しており、当時の納付状況等を聴取することができないため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月から同年12月まで  
申立期間後の平成18年1月から同年3月までの国民年金保険料については、20年2月に社会保険事務所(当時)の集合徴収により納付したが、申立期間の保険料については、自宅に集金に来た社会保険事務所の人を通じて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に集金に来た社会保険事務所の者を通じて納付したと主張しているところ、当時、社会保険事務所の国民年金推進員が、保険料の未納がある被保険者に対して戸別訪問し、保険料の徴収を行っていたことは確認できるが、申立人が、当時居住していたA市を管轄するB社会保険事務所(当時)の国民年金推進員の活動結果報告書によると、当該期間中に、国民年金推進員が申立人宅を戸別訪問した記録は確認できない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降において保険料収納事務が国に一元化され、年金記録事務に係る事務処理の機械化が一層促進されており、記録の正確性は高い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
A 社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成 7 年 3 月 31 日となっているが、同年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に平成 7 年 3 月 31 日まで勤務していたと申述しているところ、同社は既に解散しており、当時の事業主及び事務担当者は、申立人の退職日及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について不明であるとしている。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所において申立人と同様に平成 7 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員が 26 人確認できるところ、当時の事務担当者は「A社B工場において直接採用された従業員は、同工場の閉鎖時に、労働組合との合意により平成 7 年 3 月 30 日付けで解雇された。」と証言している。

また、当該事業所が加入していたC健康保険組合は「申立人の被保険者資格の喪失日は平成 7 年 3 月 31 日である。」と回答している上、雇用保険の加入記録についても、申立人の同事業所における離職日は平成 7 年 3 月 30 日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月頃から 44 年 6 月頃までの間の 6 か月間ぐらい  
昭和 41 年 9 月頃から 44 年 6 月頃までの間の 6 か月間ぐらい、A社に勤務していた。給与明細書は無いので、保険料に関することは分からないが、会社から健康保険証を渡されたことは確かである。同社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容により推認できるものの、同社の元従業員等から申立人の勤務実態に係る証言が得られず、勤務の時期及び期間を特定することができない。

また、当該事業所の現在の事業主は、当時の資料は無く、当時の状況を知る者もいないと回答しており、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所から健康保険証を渡されたと申述していることから、同事業所が加入している健康保険組合に照会を行ったところ、申立期間の頃に脱退している者の記録は、保存期間経過のため関係資料も無く確認ができないと回答している上、同事業所が昭和 43 年 4 月 1 日から加入している厚生年金基金は、申立人の加入記録は無いと回答している。

加えて、昭和 41 年 9 月から 44 年 6 月までの期間について、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、その整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。